

徳島県病院局管理規程第一号

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程

徳島県病院局組織規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項の表に次のように加える。

情報戦略センター長	中央病院	上司の命を受け、情報戦略センターに属する業務を 総括する。
-----------	------	----------------------------------

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。